

武蔵野の森総合スポーツプラザ情報連絡会設置要綱

5 生施経第 297 号

(設置)

第 1 武蔵野の森総合スポーツプラザについて、施設の一層の活用と地域貢献に資するため、東京都、地元 3 市（三鷹市、府中市及び調布市）及び指定管理者等が連携し、情報共有を密にすることを目的に、武蔵野の森総合スポーツプラザ情報連絡会（以下「情報連絡会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 情報連絡会は、地域との連携において次の（1）から（3）までに掲げる事項を情報共有し、推進する。

- （1）武蔵野の森総合スポーツプラザの施設の活用及び地域貢献に関すること。
- （2）（1）に係る東京都、地元 3 市及び指定管理者等の連携に関すること。
- （3）その他、情報連絡会が必要と認めること。

(構成及び会議)

第 3 情報連絡会は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 生活文化スポーツ局スポーツ施設部施設経営担当課長は、情報連絡会を招集し、会議を主催する。なお、別表に掲げる者は、必要があるときは構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第 4 情報連絡会の庶務は、生活文化スポーツ局スポーツ施設部経営企画課が務める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 27 日から施行する。

別表

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">（1）東京都生活文化スポーツ局スポーツ施設部施設経営担当課長（2）三鷹市企画部企画経営課長（3）府中市政策経営部政策課長（4）調布市行政経営部企画経営課長（5）武蔵野の森総合スポーツプラザ館長 |
|--|